平成２７年（フ）第６４号
鹿児島県鹿児島市玉里団地２丁目62番５号竹迫アパート102号
債務者　竹内　律子
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１７号
北海道小樽市緑３丁目15番227号　緑Ａ住宅２号棟、前住所北海道小樽市緑２丁目17番17号　２Ｆ
債務者　小田倉久子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第２２号
秋田市浜田字藍ノ原52　笠松病院内２病棟、住民票上の住所秋田市河辺和田字和田29番地
債務者　三浦與志弘
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３９号
秋田市牛島西２丁目10番２－７号
債務者　中村富裕子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４６号
秋田市広面字野添145番地２　レジデンス野添102
債務者　小山田朗典
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８号
山形県新庄市堀端町８番57号
債務者　髙澤　与勝
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２７年（フ）第５１号
長野県松本市波田5490番地１
債務者　高橋　忠芳
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第４０号
徳島県徳島市南庄町２丁目43番地の１　ビザン21・306号室、旧住所徳島県徳島市応神町古川字戎子野65番地の１
債務者　中島　章世（旧姓吉本）
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６号
愛媛県西予市野村町予子林11番地
債務者　谷　　伸祐
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第７０号
大分県別府市石垣東１丁目３番18号　ミルキーウェイセフィラⅠ－102号
債務者　佐々木　豊
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１４号
宮崎県東臼杵郡門川町上町４丁目24番地　県営下水流団地Ｂ棟11号、前住所宮崎県東臼杵郡門川町中須２丁目37番地　五十鈴ハイム201号
債務者　小田　美歌
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第１７号
宮城県大崎市鳴子温泉字鷲ノ巣98番地５　氏家アパート202号
債務者　奥田潤一郎
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第６号
石川県輪島市山ノ上町ワ部32番地１
債務者　坂本　**静**史
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２７年（フ）第７号
福井市八重巻町第17号33番地
債務者　増永　幹雄
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３号
福井県勝山市本町１丁目７－12、住民票上の住所福井県丹生郡越前町厨第42号68番地５
債務者　鈴間建築こと　鈴間　　匡
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３３号
福井市光陽１丁目12番４号
債務者　磯部　弘治
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係